

相模原市水路管理条例(平成14年相模原市条例第58号)の一部を改正する条例 新旧対照表

現行	改正後
<p>相模原市水路管理条例</p> <p>平成14年12月24日 条例第58号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、水路の適正な利用、正常な機能の維持及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 水路 河川法(昭和39年法律第167号)の規定の適用又は準用がない河川及び下水道法(昭和33年法律第79号)の規定の適用がない排水きょで、市長が指定したものをいい、それらの敷地、流水及び水路附属物を含むものをいう。</p> <p>(2) 水路附属物 市長が管理する護岸、堤防、水門、せきその他水路に附属して公共の用に供される工作物をいう。</p> <p>(3) 水路工事 水路の正常な機能の維持及び良好な環境の保全のために行う水路に関する工事をいう。</p> <p>(水路の告示)</p> <p>第3条 市長は、この条例を適用させる水路について、名称、位置その他必要な事項を告示しなければならない。当該水路を廃止するとき、又は位置その他必要な事項を変更するときについても、同様とする。</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第4条 水路においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 水路を損壊する行為</p>	<p>相模原市水路管理条例</p> <p>平成14年12月24日 条例第58号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、水路の適正な利用、正常な機能の維持及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 水路 河川法(昭和39年法律第167号)の規定の適用又は準用を受け<u>ない</u>河川及び下水道法(昭和33年法律第79号)の規定の適用を受け<u>ない</u>排水きょで、市長が指定したものをいい、それらの敷地、流水及び水路附属物を含むものとする。</p> <p>(2) 水路附属物 市長が管理する護岸、堤防、水門、せきその他水路に附属して公共の用に供される工作物をいう。</p> <p>(3) 水路工事 水路の正常な機能の維持及び良好な環境の保全のために行う水路に関する工事をいう。</p> <p>(水路の告示)</p> <p>第3条 市長は、この条例を適用させる水路について、名称、位置その他必要な事項を告示しなければならない。当該水路を廃止するとき、又は位置その他必要な事項を変更するときについても、同様とする。</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第4条 水路においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 水路を損壊する行為</p>

(2) 土砂、じんがい、汚毒物、廃棄物その他これらに類するものを投棄する行為

(3) 車両若しくは家畜を止め、竹木を放置し、又は市長の許可を受けずに工作物を設置若しくは改築する行為

(4) 前各号に掲げるもののほか、水路の機能の保全又は利用に支障をきたす行為

(行為の許可)

第5条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときについても、同様とする。ただし、農業を営むために通常行われる行為については、この限りではない。

(1) 水路附属物の改築又はこれに類する行為

(2) 水路の敷地を掘削し、盛土し、又はこれらに類する行為

(3) 水路の敷地又は上部若しくは下部に工作物を新設又は改築する行為

(4) 前各号に掲げるもののほか、水路の敷地を占有しようとする行為

2 市長は、前項の規定による許可に水路の管理上又は環境保全上必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第6条 市長は、前条の許可の申請に係る内容が、規則で定める基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(許可の期間)

第7条 第5条第1項に規定する許可の期間は5年以内とする。

(占用料の徴収)

第8条 市長は、第5条第1項に規定する行為に伴う占有について、同項の規定による許可を受けた者(以下「占有者」という。)から、占用料を徴収する。

(2) 土砂、じんがい、汚毒物、廃棄物その他これらに類するものを投棄する行為

(3) 車両若しくは家畜を止め、竹木を放置し、又は市長の許可を受けずに工作物を設置し、若しくは改築する行為

(4) 前各号に掲げるもののほか、水路の機能の保全又は利用に支障をきたす行為

(行為の許可)

第5条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときについても、同様とする。ただし、農業を営むために通常行われる行為については、この限りではない。

(1) 水路附属物の改築又はこれに類する行為

(2) 水路の敷地の掘削、盛土又はこれらに類する行為

(3) 水路の敷地又は上部若しくは下部に工作物を新設し、又は改築する行為

(4) 前各号に掲げるもののほか、水路の敷地を占有しようとする行為

2 市長は、前項の規定による許可に水路の管理上又は環境保全上必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第6条 市長は、前条の許可の申請に係る内容が、規則で定める基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(許可の期間)

第7条 第5条第1項に規定する許可の期間は5年以内とする。

(占用料の徴収)

第8条 市長は、第5条第1項第4号に規定する行為に伴う占有について、同項の規定による許可を受けた者(以下「占有者」という。)から、占用料を徴収する。

(占用料の額)

第9条 占用料の額は、占用の期間等に別表に掲げる金額を乗じて得た額(その金額が100円に満たない場合は、100円)とする。

(占用料の徴収方法)

第10条 占用料は、占用の許可の日から1月以内に納入通知書により徴収する。ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収する。

(占用の期間等の端数計算)

第11条 各会計年度における占用の期間に1年未満の端数があるときは月割りとし、なお1月未満の端数があるときは、その端数については1月として計算する。

2 表示面積、占有面積若しくは占有物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。

(占用料の不還付)

第12条 既に納付された占用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第18条第2項の規定による処分をしたとき。
- (2) 占有者の責任でない理由により占有ができなくなったとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(占用料の減免)

第13条 市長は、占有が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、

(占用料の額)

第9条 占用料の額は、占用の期間等に別表金額の欄に定める金額を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合は、100円)とする。ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、各年度における占用の期間等と同表金額の欄に定める金額を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合は、100円)の合計額とする。

(占用料の徴収方法)

第10条 占用料は、占用の許可の日から1月以内に納入通知書により徴収する。ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収する。

(占用の期間等の端数計算)

第11条 各年度において、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

2 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。

(占用料の不還付)

第12条 既に納付された占用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第18条第2項の規定による処分をしたとき。
- (2) 占有者の責任でない理由により占有ができなくなったとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(占用料の減免)

第13条 市長は、占有が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、占有

占用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体の行う事業に係るもの
- (2) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの
- (3) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業で一般の需要に応じ旅客又は物品を運送するものに係るもの
- (4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件に係るもの
- (5) 街灯又は公共の用に供する通路に係るもの
- (6) その他市長が特に必要があると認めるもの

(原状回復)

第14条 占有者は、許可の期間が満了したとき、又は許可の期間の満了前に占有を必要としなくなったときは、直ちに市長に届け出て、自己の費用をもって水路を原状に回復し、検査を受けなければならない。ただし、市長が原状回復の必要がないと認めたときはこの限りでない。

(許可に基づく地位の承継)

第15条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の占有者の一般承継人は、被承継人が有していた第5条第1項の規定による許可に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、その承継した日から30日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。

(権利の譲渡等)

第16条 第5条第1項の許可に基づく権利は、市長の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2 前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。

料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体の行う事業に係るもの
- (2) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- (4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
- (5) 街灯又は公共の用に供する通路
- (6) その他市長が特に必要があると認めるもの

(原状回復)

第14条 占有者は、許可の期間が満了したとき、又は許可の期間の満了前に占有を必要としなくなったときは、直ちに市長に届け出て、自己の費用をもって水路を原状に回復し、検査を受けなければならない。ただし、市長が原状回復の必要がないと認めたときはこの限りでない。

(許可に基づく地位の承継)

第15条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の占有者の一般承継人は、被承継人が有していた第5条第1項の規定による許可に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、その承継した日から30日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。

(権利の譲渡等)

第16条 第5条第1項の許可に基づく権利は、市長の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2 前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。

(立入検査等)

第17条 市長は、水路区域確定のための調査をするとき、又は水路工事、水路の維持その他水路の管理上必要があると認めるときは、指定する者に他人の占有する土地若しくは許可に基づく占有区域及び工作物に立ち入り、調査又は検査をさせ適切な指示をさせることができる。

2 前項の規定により調査又は検査に当たる者は、身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは提示しなければならない。

(監督処分)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、この条例の規定により与えた許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該行為の中止、工作物の改築若しくは除去、水路を原状に回復すること、その他必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこの規定に基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 詐欺その他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、占有者に対し前項に規定する処分をすることができる。

- (1) 市長が行う水路工事の必要を生じたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公益上の必要を生じたとき。

(原因者負担)

第19条 市長は、第5条第1項の規定による許可を受けて行う工事又は水路を損傷した行為若しくはその他の行為により必要を生じた水路工事をその原因者に施行させることができる。

2 市長は、前項に規定する水路工事に要する費用については、その必要を

(立入検査等)

第17条 市長は、水路区域確定のための調査をするとき、又は水路工事、水路の維持その他水路の管理上必要があると認めるときは、指定する者に他人の占有する土地若しくは許可に基づく占有に係る区域及び工作物に立ち入り、調査若しくは検査をさせ、又は適切な指示をさせることができる。

2 前項の規定により調査又は検査に当たる者は、身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(監督処分)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、この条例の規定により与えた許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該行為の中止、工作物の改築若しくは除去、水路を原状に回復することその他必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 詐欺その他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、占有者に対し前項に規定する処分をすることができる。

- (1) 市長が行う水路工事の必要を生じたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公益上の必要を生じたとき。

(原因者負担)

第19条 市長は、第5条第1項の規定による許可を受けて行う工事(以下「許可工事」という。)又は水路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは水路の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)によって必要を生じた水路工事又は水路の維持(以下「水路工事等」という。)を当該許可工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。

2 市長は、前項に規定する水路工事等に要する費用については、その必要を生

生じた限度において、その原因者にその全部又は一部を負担させるものとする。

(届出の義務)

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合には、占有者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名(法人にあっては、名称又は事業所の所在地)を変更したとき。
- (2) 第5条第1項の規定による許可を受けて行う工事に着手するとき、及び当該工事が完了したとき。
- (3) 第18条又は第19条第1項の規定により必要な処置を命ぜられた工事が完了したとき。
- (4) 第5条第1項の規定による許可を受けてする行為により水路に異常を認めたととき。
- (5) 水路に損害を生じさせたとき。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第22条 次の各号の一に該当する者に対しては、10,000円以下の過料に処する。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当する行為を行った者
- (2) 第5条第1項に規定する行為の許可を受けずに当該行為を行った者
- (3) 第15条第2項又は第20条に規定する届出の義務を怠った者
- (4) 第16条第1項に規定する承認を受けずに当該行為を行った者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

じた限度において、その原因者にその全部又は一部を負担させるものとする。

(届出の義務)

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合には、占有者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名(法人にあっては、名称又は事業所の所在地)を変更したとき。
- (2) 第5条第1項の規定による許可を受けて行う工事に着手するとき、及び当該工事が完了したとき。
- (3) 第18条又は第19条第1項の規定により必要な処置を命ぜられた工事が完了したとき。
- (4) 第5条第1項の規定による許可を受けてする行為により水路に異常を認めたととき。
- (5) 水路に損害を生じさせたとき。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第22条 次の各号の一に該当する者に対しては、10,000円以下の過料に処する。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当する行為を行った者
- (2) 第5条第1項に規定する行為の許可を受けずに当該行為を行った者
- (3) 第15条第2項又は第20条に規定する届出の義務を怠った者
- (4) 第16条第1項に規定する承認を受けずに当該行為を行った者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(津久井町の編入に伴う経過措置)

- 2 津久井町の編入の日(以下「編入日」という。)前に旧津久井町法定外公共物の管理に関する条例(平成15年津久井町条例第30号。以下「旧町条例」という。)の規定により水路の占用の許可を受けているものに係る占用料の額及び減免については、旧町条例の規定による占用の許可の期間に限り、なお旧町条例の規定の例による。この場合において、旧町条例第5条ただし書の適用を受けている許可の期間は、第7条の規定にかかわらず、旧町条例第5条ただし書の規定により定められた許可の期間とする。
- 3 前項に規定するもののほか、編入日前に旧町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 編入日前にした旧町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお旧町条例の規定の例による。

(城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置)

- 5 城山町及び藤野町の編入の日(以下「2町の編入の日」という。)前に旧城山町法定外公共物の管理に関する条例(平成16年城山町条例第12号。以下「旧城山町条例」という。)又は旧藤野町水路及び認定外道路に関する条例(平成4年藤野町条例第2号。以下「旧藤野町条例」という。)(以下「旧2町条例」という。)の規定により水路の占用の許可を受けているものに係る占用料の額及び減免については、旧2町条例の規定による占用の許可の期間に限り、なお旧2町条例の規定の例による。この場合において、旧城山町条例第5条ただし書又は旧藤野町条例第5条ただし書の適用を受けている許可の期間は、第7条の規定にかかわらず、旧城山町条例第5条ただし書又は旧藤野町条例第5条ただし書の規定により定められた許可の期間とする。
- 6 前項に規定するもののほか、2町の編入の前日に旧2町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(津久井町の編入に伴う経過措置)

- 2 津久井町の編入の日(以下「編入日」という。)前に旧津久井町法定外公共物の管理に関する条例(平成15年津久井町条例第30号。以下「旧町条例」という。)の規定により水路の占用の許可を受けているものに係る占用料の額及び減免については、旧町条例の規定による占用の許可の期間に限り、なお旧町条例の規定の例による。この場合において、旧町条例第5条ただし書の適用を受けている許可の期間は、第7条の規定にかかわらず、旧町条例第5条ただし書の規定により定められた許可の期間とする。
- 3 前項に規定するもののほか、編入日前に旧町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 編入日前にした旧町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお旧町条例の規定の例による。

(城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置)

- 5 城山町及び藤野町の編入の日(以下「2町の編入の日」という。)前に旧城山町法定外公共物の管理に関する条例(平成16年城山町条例第12号。以下「旧城山町条例」という。)又は旧藤野町水路及び認定外道路に関する条例(平成4年藤野町条例第2号。以下「旧藤野町条例」という。)(以下「旧2町条例」という。)の規定により水路の占用の許可を受けているものに係る占用料の額及び減免については、旧2町条例の規定による占用の許可の期間に限り、なお旧2町条例の規定の例による。この場合において、旧城山町条例第5条ただし書又は旧藤野町条例第5条ただし書の適用を受けている許可の期間は、第7条の規定にかかわらず、旧城山町条例第5条ただし書又は旧藤野町条例第5条ただし書の規定により定められた許可の期間とする。
- 6 前項に規定するもののほか、2町の編入の前日に旧2町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

7 城山町の編入の日前にした旧城山町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお旧城山町条例の規定の例による。

7 城山町の編入の日前にした旧城山町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお旧城山町条例の規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に許可を受けた第5条第1項第4号に規定する行為(以下「行為」という。)に伴う占有に係る占用料の額については、なお従前の例による。

3 施行日前に許可を受け、施行日の前日以後に当該許可の期間が満了する行為に伴う占有(当該行為に伴う占有につき、水路の敷地を占有する物件がある場合にあっては、当該占有する物件)(以下「既占有行為等」という。)について、当該許可の期間の満了後に継続して許可を受ける行為に伴い占有する場合における当該継続して許可を受ける日以後の既占有行為等に係る各年度の占用料(以下「年度占用料」という。)の額については、別表区分の欄に定める区分ごとに改正後の第9条の規定により算出した年度占用料の額が当該年度占用料を徴収すべき年度(以下「徴収年度」という。)の前年度の占用料の額(徴収年度の占有の期間と徴収年度の前年度の占有の期間が異なる場合は、徴収年度の占有の期間に相当する期間の徴収年度の前年度の占用料の額)に1.2を乗じて得た額(以下「調整占用料額」という。)を超える場合には、改正後の相模原市水路管理条例の規定にかかわらず、調整占用料額とする。

別表(第9条関係)

区分		単位	金額
通路としての占有		占有面積1平方メートルにつき1年	300円
工 作	通路橋その他これらに類するもの	占有面積が4平方メートル以下の	占有面積1平方メートルにつき1年
			300円

別表(第9条関係)

区分		単位	金額
通路としての占有		占有面積1平方メートルにつき1月	34円
工 作	通路橋その他これらに類するもの	占有面積が4平方メートル以下の	占有面積1平方メートルにつき1月
			34円

物の 占 用	部分		
	占有面積が4平方メートルを超える部分		600円
	はけ口その他これらに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	600円
	その他のもの	相模原市道路占用料徴収条例(昭和44年相模原市条例第15号)の例による。	
その他の占用	占有面積1平方メートルにつき1年	300円	

物の 占 用	部分		
	占有面積が4平方メートルを超える部分		68円
	はけ口その他これらに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1月	68円
	その他のもの	相模原市道路占用料徴収条例(昭和44年相模原市条例第15号)の例による。	
その他の占用	占有面積1平方メートルにつき1月	34円	